兵庫県公報

平成30年5月22日 火曜日 第 3004 号

行 人 発 県 兵 庫 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

目 次 示 6 7 ○同 公 ○ 平成30年度大阪湾岸道路西伸部の地域活性化に係る計画調査業務に係る公募型プロポーザ 10 選挙管理委員会告示 ○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正 ………… ○ 平成30年3月22日付け兵庫県公報第2号外中 告 示 兵庫県告示第502号 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。 平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

倉本土地改良区

退任役員 役員の区分 氏 名 住 所 理 事 宇杉敬治 篠山市倉本286番地1 同 井貝敏夫 同 市倉本283番地1 宇 杉 同 市倉本373番地 同 弘 同 宇 杉 修 同 市倉本161番地 宇 杉 堅 一 同 市倉本202番地 同 同 字 杉 昌 史 同 市倉本199番地 平 野 榮 治 同 市高坂420番地2 同 監 事 同 市倉本164番地1 井 貝 薫 井 貝 仁 同 市倉本316番地 同 就任役員 役員の区分 氏 名 住 所

理事	宇	杉	敬	治		篠∟	山市倉本286番地 1
同	井	貝	敏	夫		同	市倉本283番地1
同	宇	杉	昭	信		同	市倉本213番地
同	宇	杉		修		同	市倉本161番地
同	宇	杉	堅	_		同	市倉本202番地
同	宇	杉	昌	史		同	市倉本199番地
同	平	野	榮	治		同	市高坂420番地2
監事	井	貝		薫		同	市倉本164番地1
同	井	貝		仁		同	市倉本316番地
吹土地改良区							
退任役員							
役員の区分	E	E	名	5			住 所
理事	河	南	克	典		篠[山市網掛220番地
司	波	神伯語	部 富	言一		同	市吹新85番地
同	河	南	高	博		同	市東吹798番地4
司	谷	垣	健	司		同	市東吹1384番地
司	小	前	光	正		同	市宇土556番地
司	溝	端		薫		同	市西吹229番地
同	河	南		篤		同	市東古佐33番地2
監事	佐	員		隆		同	市杉111番地
同	河	南	義	弘		同	市東吹829番地
同	柳	澤	文	隆		同	市西吹304番地2
就任役員							
役員の区分	E	E	名	<u></u>			住 所
理事	波り	神伯語	部 富	言一		篠[山市吹新85番地
同	加	南	高	博		同	市東吹798番地4
同	溝	端		薫		同	市西吹229番地
同	稲	Щ	恒	夫		同	市東吹1466番地
同	河	南		伸		同	市東吹895番地1
同	加	南	秀	樹		同	市網掛40番地1
同	西	JII	政	司		同	市東古佐204番地
監事	佐	員		隆		同	市杉111番地
同	小	前	扶	元		同	市宇土576番地1
同	柳	澤	文	隆		同	市西吹304番地2
^	/// /	///	////	////	·//·/	^	······································

兵庫県告示第503号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
明石堀割土地改良区	平成30年 5 月 2 日

兵庫県告示第504号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成30年5月10日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、

神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	大沢地区	平成30年5月22日から 同 年6月11日まで	神戸市北区役所

兵庫県告示第505号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成30年5月22日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 調査を行った者の名称
 - 加西市
 - (2) 調査を行った期間 平成26年8月から平成29年3月まで
 - (3) 成果の名称

加西市繁昌町(大字繁昌の一部Ⅲ)の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域 加西市繁昌町の一部
- (5) 認証年月日 平成30年5月10日
- 2(1) 調査を行った者の名称

加西市

- - 平成27年7月から平成29年3月まで
- ③ 成果の名称

加西市繁昌町(大字繁昌の一部IV)の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域 加西市繁昌町の一部
- (5) 認証年月日 平成30年5月10日
- 3(1) 調査を行った者の名称

豊岡市

② 調査を行った期間

平成26年5月から平成29年12月まで

(3) 成果の名称

豊岡市(岩井の一部)の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域 豊岡市岩井の一部
- (5) 認証年月日

平成30年5月10日

4(1) 調査を行った者の名称

豊岡市

② 調査を行った期間

平成26年5月から平成29年12月まで

(3) 成果の名称

豊岡市 (栃江の一部) の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域 豊岡市栃江の一部

(5) 認証年月日 平成30年5月10日

5(1) 調査を行った者の名称 豊岡市

(2) 調査を行った期間 平成26年10月から平成29年12月まで

(3) 成果の名称 豊岡市(森津の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域 豊岡市森津の一部

(5) 認証年月日 平成30年5月10日

6(I) 調査を行った者の名称 豊岡市

(2) 調査を行った期間 平成26年10月から平成29年12月まで

(3) 成果の名称 豊岡市(滝の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域 豊岡市滝の一部

(5) 認証年月日 平成30年5月10日

7(1) 調査を行った者の名称

豊岡市

(2) 調査を行った期間 平成26年10月から平成29年12月まで

(3) 成果の名称 豊岡市(栃江の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域 豊岡市栃江の一部

(5) 認証年月日 平成30年5月10日

8(1) 調査を行った者の名称 豊岡市

(2) 調査を行った期間 平成27年1月から平成29年12月まで

(3) 成果の名称 豊岡市(日高町山本の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域 豊岡市日高町山本の一部

(5) 認証年月日 平成30年5月10日

9(1) 調査を行った者の名称

豊岡市

(2) 調査を行った期間 平成27年1月から平成29年12月まで (3) 成果の名称

豊岡市(日高町久斗の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

豊岡市日高町久斗の一部

(5) 認証年月日

平成30年5月10日

10(1) 調査を行った者の名称

豊岡市

② 調査を行った期間

平成27年5月から平成29年12月まで

③ 成果の名称

豊岡市(岩熊の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

豊岡市岩熊の一部

(5) 認証年月日

平成30年5月10日

11(1) 調査を行った者の名称

豊岡市

② 調査を行った期間

平成27年5月から平成29年12月まで

③ 成果の名称

豊岡市(宮井の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

豊岡市宮井の一部

(5) 認証年月日

平成30年5月10日

12(1) 調査を行った者の名称

豊岡市

② 調査を行った期間

平成27年5月から平成29年12月まで

(3) 成果の名称

豊岡市(戸牧の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

豊岡市戸牧の一部

(5) 認証年月日

平成30年5月10日

13(1) 調査を行った者の名称

豊岡市

② 調査を行った期間

平成27年11月から平成29年12月まで

(3) 成果の名称

豊岡市(竹野町川南谷の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

豊岡市竹野町川南谷の一部

(5) 認証年月日

平成30年5月10日

14(1) 調査を行った者の名称

揖保郡太子町

② 調査を行った期間

平成27年6月から平成29年12月まで

- (3) 成果の名称
 - 太子町(塚森の一部①地区)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域 揖保郡太子町塚森の一部
- (5) 認証年月日 平成30年5月10日

兵庫県告示第506号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成30年5月22日

^^^^^^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町仁位字西谷620の6から620の13まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字西谷620の6から620の8まで・620の13(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第507号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町久崎字鳥ノ向770の2、770の3、770の4の1、770の5から770の8まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥ノ向770の4の1・770の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第508号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長職務代理者から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(1級水準測量)

2 作業期間

平成29年11月2日から平成30年3月31日まで

3 作業地域

西宮市の一部 (南部)

兵庫県告示第509号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長職務代理者から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量)

2 作業期間

平成29年12月20日から平成30年3月30日まで

3 作業地域

西宮市甲子園口三丁目地内

兵庫県告示第510号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

^^^^

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦 覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社アミューズ

代表者の氏名 岩 谷 東 明

住所 大阪府吹田市豊津町9-1 パシフィックマークス江坂11階

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 アミューズ三宮店

所在地 神戸市中央区琴ノ緒町5丁目301-1の一部、303

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 平成30年5月22日から同年6月4日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成30年5月22日から同年6月4日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第511号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29但馬位置 0003号	30. 5. 7	豊岡市日高町国分寺字谷ヶ本124番 1 の一部、 125番 1 の一部	4. 65	85. 69
第H29但馬位置 0004号	30. 4. 11	美方郡新温泉町浜坂字坪ノ内367の一部、367 地先里道、367地先水路	6. 00	40. 03

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成30年5月22日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称

兵庫県オープン系システム共通基盤運用管理業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

③ 履行期間

契約締結日から平成35年10月31日(火)まで

⑷ 応募方法

単独企業又は企業グループによるものとする。

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定され た者であること。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

- 3 申込書及び入札書の提出等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階

兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室システム運用班

電 話 (078) 341-7711 内線2275

FAX (078) 362-3931

電子メールアドレス sysad@pref.hyogo.lg.jp

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 平成30年5月22日(火)から同年6月5日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後 4時まで(午後0時から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年7月4日(水)午前11時 兵庫県庁西館 1階小入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書 便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵 便等」という。)による入札については、平成30年7月3日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着の こと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年7月2日 (月)正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約締結までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により到達していること。

- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年7月18日 (水)まであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定 に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the required service:

Operation and management of the standard computing platform of the Hyogo open system

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 5, 2018

(4) Deadline for tender:

11:00 July 4, 2018 by direct delivery

17:00 July 3, 2018 by mail

(5) Office to contact concerning the notice:

System Administration Office, Information Policy and System Administration Division, Science and Information Technology Bureau, Civil Policy Planning and Administration Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 2275

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

^^^^^

平成30年5月22日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - 行財政情報接続サービス「i JAMP」の提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号

5 随意契約に係る契約金額

30,986,064円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

平成30年度大阪湾岸道路西伸部の地域活性化に係る計画調査業務に係る公募型プロポーザルの実施

平成30年度大阪湾岸道路西伸部の地域活性化に係る計画調査業務について公募型プロポーザルを実施するので公告する。

^^^^^

平成30年5月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 業務概要

(1) 業務名

平成30年度大阪湾岸道路西伸部の地域活性化に係る計画調査業務

(2) 業務内容

大阪湾岸道路西伸部の地域活性化に係る計画調査に関する業務一式

(3) 本業務の業務規模の上限価格

22,032千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

⑷ 業務期間

契約日の翌日から平成31年3月25日まで(予定)

2 資格要件

参加表明者は、別途配付する応募要領で定める資格要件を有すること。

- 3 事務局及び配付場所・期間
 - (1) 事務局

兵庫県県土整備部土木局道路企画課 担当 三木、大道 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 (内線4386) FAX (078) 362-3948

(2) 配付場所

応募要領等を本県のホームページにて公表する。

(ホームページURL: http://web.pref.hyogo.jp/ks08/h30seishinbu.html)

(3) 掲載期間

平成30年5月22日(火)から同月31日(木)まで

- 4 参加表明受付等(参加資格審査申請書類の提出及び参加資格審査)
 - (1) 提出期間

平成30年5月23日(水)から同月31日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

事前に電話連絡のうえ、事務局あてに持参すること。

③ 提出書類(各1部)

ア 参加表明書兼誓約書(様式1)

- イ 建設コンサルタント入札参加資格について入札参加資格登録の通知はがきにより確認した登録状況を 打ち出したもの
- ウ 委任状 (様式2)
- エ 参加表明者(企業)の概要(様式3)
- オ 参加表明者(企業)の業務成績(様式4)
- カ 配置予定管理技術者の経歴等(様式5)
- キ 配置予定管理技術者の業務成績(様式6)
- ク 配置予定担当技術者の経歴等(様式7)
- ケ 配置予定照査技術者の経歴等 (様式8)
- コ 自己評価申告書(予備審査)(様式9)

根拠資料も必ず添付すること(審査において、資料に不備がある場合は参加を認めない。) 委任状について、委任しない項目がある場合は、適宜削除すること。

提出した書類について事務局が説明を求めた場合は速やかにこれに応じること。

5 企画提案書の提出

企画提案書は、予備審査により参加を認められた者のみが提出できるものとする。

(1) 提出期間

平成30年6月13日(水)から同年7月3日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

事務局へ提出

必ず事前連絡のうえ、日時を指定して持参すること。

- (3) 提出書類等
 - ア 応募申込書(様式11)
 - イ 業務の実施方針、実施フロー、工程計画(様式12)
 - ウ 企画提案書 (様式13)
 - 工 参考見積書(様式14)
 - オ 配置予定技術者の業務成績(様式15)
 - カ 自己評価申告書(本審査)(様式16)

紙面:アは1部、イからカまでは各10部

CD-R:1部(アからカまでの全データを格納)

6 その他

詳細は応募要領による。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ニトリ尼崎店

所在地 尼崎市大庄北五丁目71番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ニトリ

住所 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

代表者の氏名 白 井 俊 之

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 株式会社ニトリ

住所 札幌市北区新琴似七条一丁目 2番39号

代表者の氏名 白 井 俊 之

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年12月28日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 6,791平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

186台

(2) 駐輪場の収容台数

358台

- ③ 荷さばき施設の面積
 - 105平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量

44.3立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

平成30年4月27日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年5月22日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成30年9月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

^^^^

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ハローズ西二見店

所在地 明石市二見町西二見駅前四丁目82番ほか

2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要

当該店舗は24時間営業であるため、近隣の幼稚園、小学校及び中学校の通園及び通学時間における当該店舗の駐車場等への出入庫に際して、十分な安全確保に努められたい。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年5月22日から1月間

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第36号

平成30年5月22日

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

1			尹丹市の項中				
	医療法人	晴風園	伊丹今井病院	同	市鋳物師 5 丁目 79		
<u>?</u>							
	医療法人	晴風園	伊丹せいふう病院	同	市鋳物師5丁目79		
こ改める。							
	ムの表神戸市の	の項中					
	ソーシャル	/コート藤		同	市北区藤原台北町6丁目3一2		
·							
Г І							
	ソーシャル			同	市北区藤原台北町6丁目3一2		
	Solea	d o 山之	街 —————	同	市北区緑町3丁目2一47		
<u>-</u> ,							
	パーマリィ 邸	・イン西	神春日台ケアハウス毒	善同	市西区春日台7丁目45—3		
È					-		
[パーマリィ 邸	・イン西	神春日台ケアハウス毒	善同	市西区春日台7丁目45—3		
	ガーデンラ	ガーデンライフ神戸西			同 市西区玉津町出合字古瀬220—1		
	ゆいま~る	ゆいま~る伊川谷			市西区前開南町1丁目3一8		
こ改める。							
			正	誤	1		
) 亚成30年3月	22日付け(兵庫	車県公報第	第 2号外)				
ノ十成30千3万·	笙の一切をみて	正する条例	列(平成30年兵庫県条	例第11	号) 中		
	寺の 助を改]				ll en		
	(行)		(誤)		(正)		